



No.574  
3 分間  
税ミナール

令和4年9月21日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091

## 令和3年度e-Tax利用件数は4243万2千件

コロナ禍の外出自粛等を背景にe-Taxの利用件数が順調に伸びています。国税庁が先月まとめた令和3年度のe-Tax利用状況によりますと、総利用件数は前年対比6.9%増の4243万2458件と初めて4千万件台となり、利用率は72.6%となりました。

税目別にみますと、所得税が1529万1265件(対前年比7.5%)、消費税(個人)が92万3382件(同2.9%)で、マイナンバーカード普及割合に左右されるこの2つの合計は1621万4647件(同7.3%増)でした。法人税は256万8391件(同5.9%増)、消費税(法人)は183万7153件(同5.0%増)、酒税は4万165件(同6.0%増)、印紙税は9万3839件(同5.7%増)でした。また、令和元年10月からe-Taxがスタートし、利用件数の公表が今回で2回目となる相続税は4万4035件(同92.7%増)でほぼ倍増となりました。

納付手段別にみますと、キャッシュレス納付割合が32.2%と初めて3割を超えており、なかでもインターネットバンキングやダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)など電子納税の利用割合が18%と伸びてきています。

国税庁では、平成16年のe-Tax運用開始以来、利用率向上に向け様々な取組みを行ってきました。令和3年度は、e-Taxによる提出に対応していなかった全ての国税関係手続きについてイメージデータ(PDF形式)による提出を可能とした(令和4年1月~)ほか、請求から受取まで非対面のできる電子納税証明書(PDF形式)の発行(令和3年7月~)、パソコンから「確定申告書等作成コーナー」にマイナンバーカードでログインする場合にQRコードをスマートフォンのアプリ(マイナポータル)で読み込むことでICカードリーダーを使用せずに手続きが可能となりました(令和4年1月~)。さらに、所得税の確定申告を「確定申告書等作成コーナー」からスマートフォンを利用して行う際、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取ることを可能としました(令和4年1月~)。

また、令和4年度における新たな取組みとしては、「確定申告書等作成コーナー」でマイナンバーカードを利用して申告する場合、カードの読取り回数が3回から1回になります(令和5年1月~)。

「令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について(国税庁)」(令和4年8月)は、  
こちらからご覧いただけます。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/0408pressrelease01.pdf>

